

# 公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の 損害等の調査に関する共通仕様書（抜粋）

## 第一章 総 則

### （適用範囲）

第1条 この仕様書は、四国地方建設局の所掌する公共事業に係る工事の施行に伴い発生する建物等の損害等（以下「事業損失」という。）を第三者におよぼし、又は、およぼすおそれがある場合において実施する建物等の損害等の調査に関する一般仕様を示し、事業損失発生時における因果関係の立証及び被害範囲の確定並びに適正な費用負担の用に供するものである。

本仕様書により難い場合、又は記載のないもの等については別に指示する特記仕様書によるものとする。

2 特記仕様書又は設計図書は、この仕様書に優先する。

### （調査の区分及び分類）

第2条 調査は、実施する時期により次の各号により区分する。

- 一 事前調査 工事着手前において実施する調査
- 二 施工時調査 工事施行中において実施する調査
- 三 事後調査 工事完了後において実施する調査

2 前項の調査は、その調査目的により次表のとおり分類する。

分 類	事 前 調 査	施 工 時 調 査	事 後 調 査
騒音及び振動	○	○	
建物及び工作物	○		○
居 住 者	○		○
井戸及び湧水等	○		○
テレビ電波障害	○		○
日 照 阻 害			○

### （立入り）

第3条 請負者は、調査の実施に際し、あらかじめ当該建物等の所有者等に立入りの日時を通知し、承諾を得ておかなければならない。

### （立会）

第4条 請負者は、調査に当たって当該建物等の所有者等の立会のもとに実施しなければならない。

## 第二章 調査の実施

(調査の実施)

第5条 請負者は、第2条に定める調査の区分及び分類に基づき、それぞれ次の各号に掲げる調査要領により調査を実施しなければならない。

- |           |     |                  |
|-----------|-----|------------------|
| 一 騒音及び振動  | 別添1 | 騒音・振動調査要領        |
| 二 建物及び工作物 | 別添2 | 地盤変動影響調査算定要領     |
| 三 居住者     | 別添3 | 居住者調査要領          |
| 四 井戸及び湧水等 | 別添4 | 生活用水調査要領         |
| 五 テレビ電波障害 | 別添5 | テレビジョン電波受信障害調査要領 |
| 六 日照阻害    | 別添6 | 日照阻害調査要領         |

(調査結果の確認)

第6条 請負者は、前条の調査を完了した時は、当該調査の結果について別記様式第1に定める確認調書により、当該建物等の所有者等の確認を受けなければならない。

別記様式第1

確 認 調 書

建設省が施行する 工事に伴い 事前調査の対象となった 建物  
事後 居住者  
生活用水

について、別添のとおり調査表及び写真台帳を作成する。

平成 年 月 日

四国地方建設局〇〇事務所長

別添の調査表及び写真台帳のとおり相違ないことを確認する。

住 所

氏 名

印

## 地盤変動影響調査算定要領

### 第 1 章 総則

#### (適用範囲)

第 1 条 この要領は、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領(昭和 6 1 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 2 2 号建設事務次官通知) 第 2 条 (事前の調査等) 第 5 号 (建物等の配置及び現況)、第 4 条 (損害等が生じた建物等の調査) 及び第 7 条 (費用の負担) の調査算定に適用するものとする。

### 第 2 章 建物等の調査算定

#### (調査)

第 2 条 調査は、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物(以下、「建物等」という。)に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち行う建物等の配置及び現況の調査(以下、「事前調査」という。)と工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査(以下、「事後調査」という。)に区分して行うものとする。

- 2 調査は、地盤変動影響調査算定要領(平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 51 号土地・建設産業局地価調査課長通知)(以下、「地盤変動要領」という。)により行うものとする。
- 3 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。
- 4 地盤変動要領第 7 条第 2 項のうち調査内容を確認した旨の署名・押印を求める場合は、本仕様書第 6 条によるものとする。

#### (費用負担額の算定)

第 3 条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動要領により行うものとする。

- 2 前項によりがたい場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

### 別添 3

## 居住者調査要領

(居住者の調査)

第 1 条 この要領において居住者調査とは、本共通仕様書別添 2 地盤変動影響調査算定要領により調査を実施する建物に居住する者について行うものとする。

(調査)

第 2 条 調査は、公共施設の設置に係る工事の着手前の調査（以下「事前調査」という。）と完了後の調査（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。

(事前調査の実施及び調査書の作成)

第 3 条 請負者は、事前調査の実施にあたっては、調査区域内に存する建物に居住する者について調査を行ったうえ、自家居住者又は貸家所有者については居住者調査表（様式第 1 号）を、借家人又は借間人については居住者調査表（様式第 2 号）を作成しなければならない。

(事後調査の実施及び調査書の作成)

第 4 条 請負者は、前条の規定に準じ事後調査を実施のうえ、居住者調査表（様式第 1 号及び様式第 2 号）を作成しなければならない。

様式第 1 号

居 住 者 調 査 表 (事前・事後)

(自家・貸家)		調査者		調査年月日	
住 所					
氏名又は名称					
土地所有者					
続 柄	氏 名	生年月日	摘 要		
貸 家 又 は 貸 間 の 場 合					
貸家貸間の別	建 物 所 在 地			建物所有者氏名	
月 額 家 賃	貸家貸間面積	権 利 金 敷	契 約 年 月 日	契 約 書 の 有 無	摘 要
円					

様式第 2 号

居 住 者 調 査 表 (事前・事後)

(借家・借間)		調査者		調査年月日	
住 所					
氏名又は名称					
土地所有者					
続 柄	氏 名	生年月日	摘 要		
貸家貸間の別	建物所有者氏名	月 額 家 賃	借家借間面積	権 利 金 敷 金	権 利 金 敷 金
		円			
契 約 年 月 日	契 約 書 の 有 無	摘 要			